

広
報

Public Information Furubira

ふるびら

2020[令和2年]



古平町火葬場

目次	古平町火葬場完成	2
	令和2年度町政執行方針	4
	令和2年度教育行政執行方針	10
	令和2年度の予算	14
	家族旅行村オープンなど	15
	みんなで防ごう新型コロナウイルス	16
	国や道などからのお知らせ	18
	町などからのお知らせ	20
	本の海より・いきいきほのぼの文芸	21

3月12日古平町火葬場

古平町 火葬場が完成！

老朽化し維持費がかかっていた旧火葬場の横に新しい火葬場が完成し、3月26日から供用を開始しました。今月号では新しい火葬場についてお知らせします。

～CONCEPT～

シンプルな使いやすい建物

バリアフリーで人や棺などの動線にも配慮された、シンプルながら使いやすい、大切な人との最期の場に相応しい厳粛な空間となっています。

自然環境に対応した建物

大雪や塩害、落葉などの自然環境に対応すべく片流れの屋根や車寄せなどを整備し、利用しやすく管理しやすい建物となっています。

周辺への影響に配慮した建物

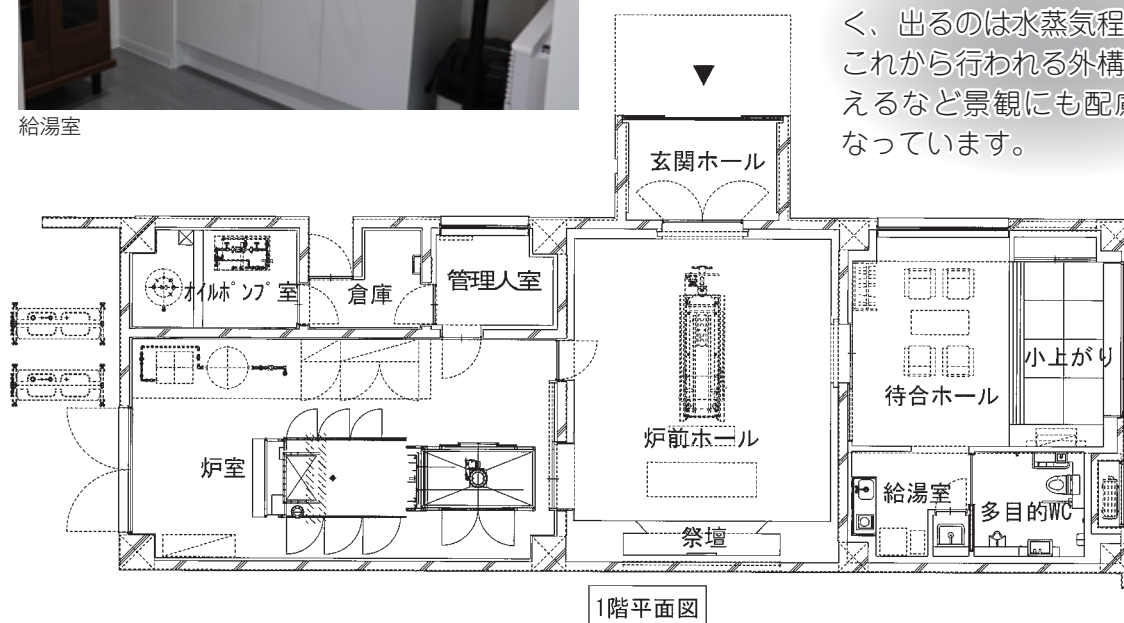
火葬場からは煙や臭いがほとんどなく、出るのは水蒸気程度です。また、これから行われる外構工事で木を植えるなど景観にも配慮したものとなっています。



炉前ホール（仏具一式は余市葬祭社中道造花店様より寄贈いただきました）



給湯室





炉室

DATA

住 所	浜町933-15
敷地面積	3594.35㎡
建築面積	162.20㎡
延床面積	172.70㎡
建ぺい率	4.51%
容 積 率	4.80%
構造規模	RC造 地上2階
最高高さ	約9m
総 工 費	約1億6000万円

利用料

13歳以上	10,000円
13歳未満	7,000円
6歳未満	5,000円
死 体	3,000円
肢 体	3,000円
胞 衣	3,000円

※古平町に住所のない方は、上記の額の5割増になります。

◇お問合せ先

役場町民課町民生活係
☎ 42-2181 (内線37・59)

今後のスケジュールは、令和2年度に植栽や駐車場の整備などの外構工事と旧火葬場の解体工事を予定しております。ご不便ご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解ご協力をお願いします。



小上がり



多目的トイレ

令和2年度 町政執行方針（抜粋）

3月12日に開会した令和2年第1回定例会で町長が『町政執行方針』を、教育長が『教育行政執行方針』を述べました。



○はじめに

令和2年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げます前に、新型コロナウイルス感染症への対応について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、2月25日に国が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」をまとめ、水際対策や国内感染症対策の強化等を図ることとしたことから、同日に町としての対応方針を決定、翌26日には、庁内に「新型コロナウイルス感染症対策会議」を

設置し、各部署の取り組み内容の確認や情報共有を図り、小中学校の臨時休校や町主催行事の中止など、町民の皆さんの安心安全な生活を守ることを第一に考え、感染防止対策を実施しました。

今後につきましても、引き続き防災無線、町のホームページや広報紙など様々な媒体を通じて積極的な注意喚起を行うとともに北海道など関係機関と連携を密にし、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めながら、感染防止に向けて必要な取り組みを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に漁業では、消費低迷による大幅な魚価安、水産加工業や飲食店では、購買力の低下や外出自粛による販売額の減少など、町内経済にも大きな影響が生じています。国の経済対策の動向を注視し、町内の経済対策についても、国や北海道、関係機関と連携を図りながら必要な取り組みを進めていきます。

続きまして、新年度に向けた町政執行の所信と施策の概要を申し上げます。

これまでの町政運営にあたっては、古平町の現状と課題について把握に努め、「まちなかの賑わい再生と地域資源を生かした経済の再生」、「コンパクト・プラス・ネットワークの形成」、「安心して暮らせる持続可能なまちづくり」を重点課題として、全力で取り組んできました。

現在、古平町は、これまで経験したことのない、経済危機及び人口減少、少子高齢化の危機に直面し、地域の活力低下や中心市街地の衰退により、まちの賑わいを喪失しています。地域医療の確保、公共施設の老朽化対策、公共交通のあり方など、行政課題も複雑化・多様化していると考えています。

人口減少社会の中、古平町を持続可能とするためには、あれもこれも今までどおり維持することは極めて困難な状況にあります。事業評価や近隣市町村の制度とサービス水準を比較し、高校生までの医療費無償化など、近隣市町村のサービス水準を大きく上回っているもので町民生活に大きく影響がある事業を維持しつつ、大変厳しい判断のもと従来のいわゆるバラマキ型の手法を用いた事業については、第1期まち・ひと・

しごと創生総合戦略の計画期間終了と合わせ、令和2年度予算において廃止、縮小を行い、本町にとって真に必要な事業、なければならぬ事業を重点的に進めていくことが町民生活の向上や持続可能なまちづくりにつながると考えておりますので、引き続き町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町長に就任してからこれまで、懸案事項の整理や課題の解決、現状の把握や分析に思いの外時間を要し、具体的な形で、町民の皆さんに町政運営の基本的な考え方、まちの将来像を示すことが出来ずにいました。

令和元年度に策定し、令和2年度から令和6年度を計画期間としてスタートする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標の実現に向け、町民の皆さんと思い描くまちの姿を共有しながら、積極的に取り組みを進めていきます。

総合戦略の1つ目の基本目標は、「人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現」です。医療・福祉・商業などの日常生活に必要なサービスを受けられる環境を維持しながら都市機能の集約を進めるとともに、まちなかの賑わい再生や生活の利便性向上、防災対策の充実を図ります。

2つ目の基本目標は「古平町の産業振興を図り、所得の安定を目指す」です。獲る漁業からつくり育てる漁業など資源管理型漁業への転換を進めるとともに、水産加工品の販路拡大付加価値向上に取り組むほか、観光と連携した産業振興を図ります。

3つ目の基本目標は「出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実」です。地域ぐるみで子どもを育む環境づくりや町民の健康寿命の延伸に努めるとともに、人口が減少しても安心して医療・福祉サービスが受けられる仕組みづくりを進めます。

4つ目の基本目標は「古平町への新しい人の流れをつくる」です。海産物や水産加工品など食の魅力を活用して交流人口と観光消費の拡大をめざすとともに、空き家解消など地域の課題解決に向けた移住促進を図ります。

これら総合戦略の4つの基本方針を踏まえ、令和2年度は、「協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら」を基本理念として掲げた「第5次古平町総合計画」が最終年度となることから、地方自治法の策定義務はなくなりましたが、町民の皆さんの意見をいただきながら、令和3年度からスタートする新たな総合計画を策定し、本町の将来に向け必要な施策を着実に進め、未来への橋渡し

をしたいと考えています。

古平町はこれまで、様々な危機にあっても、たゆまぬ努力と向上心、そして果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてきました。

古平町には、豊かな自然、そして、これまでに培われた歴史的・文化的資源など、多様な魅力と資源があります。こうした多くの資源を活かしながら、次なる世代へ引き継いでいくため、「危機突破・未来創造」を町政の最重要課題として引き続き取り組みを進めていきます。

また、財政基盤の弱い古平町が、将来にわたり健全で持続可能な行政運営を図るため、最小の経費で最大の効果をあげるよう全力で町政運営に引き続きあたっていきます。



○ 重点施策

① まちなかの賑わい再生

まちなかの賑わい再生とコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとして、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住区域の誘導などにより、将来にわたって安心して快適な生活環境の実現に向けた施策に取り組むとともに、中心拠点誘導複合施設やふるびら150年記念広場を中心に、市街地の都市構造を再構築し、まちなかの賑わい再生を引き続きめざします。

現役場庁舎跡地については、観光交流センター（道の駅）としての活用を視野に、令和元年度にとりまとめた、基本・実施設計をもとに、商工会や東しゃこたん漁協等と協議を開始し、官民連携による施設整備や最小の経費で、最大の効果が得られる運営について検討を進めていきたいと思います。



② 地域資源を活かした経済の再生

地域経済の原動力である、漁業と水産加工業の持続的な発展なくして、古平町の経済危機突破はありません。地域に根ざした事業活動を継続していきけるよう、経営体質の強化を図り、地域経済の再生を引き続きめざします。

漁業では、主要魚種のホッケ・エビ・スケトウ・ニシンなどが軒並み漁獲高を減らしており、価格の下落にも歯止めがかかっていません。減少傾向にある漁業生産量の安定化を図るため、漁業者と連携を図りながら、海域の特性に合った漁業の振興に引き続き取り組んでいきます。

水産加工業では、経営体質の強化をはじめ、販路の拡大や古平町150年を契機に取り組んだ新製品開発の継続支援や水産加工品のPRを積極的に行い、水産加工業の更なる発展に引き続き取り組んでいきます。



③安心して暮らせる 持続可能なまちづくり

i 地域医療の確保

町民の皆さまが安心して医療を受けられるよう、町立診療所「海のまちクリニック」については、当初、週2回半日の限定的な診療体制からのスタートでしたが、現在は週3～4回の半日で診療を行っています。社会福祉法人北海道社会事業協会（協会の病院）の協力を得て、第一次医療の提供を目的に地域のかかりつけ医として引き続き運営を行います。

社会的な医師不足及び看護師などの医療人材不足により、特に常勤医の確保に苦勞をしています。社会福祉法人北海道社会事業協会や関係機関と連携を図りながら常勤医の早期確保に引き続き努めていきます。

町民の皆さまには、大変御不便をおかけしますが、安定的な第一次医療の提供やこれまで以上に充実した第二次医療への円滑な引継体制の構築に向け、最大限の力であたつておりますので、ご理解をお願いいたします。また、調剤薬局については、3月16日より余市町に所在する調剤薬局が、旧なるみ薬局で開局することとなりましたので、町立診療所での調剤業務は3月末で終了します。

ii 高齢者福祉施策

令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画及び第8期古平町高齢者福祉計画の策定に向けて、町内の高齢者人口が減少する中、現在の高齢者福祉施策を確認・検証し、サービスは足りているのか、今後どのようなサービスが必要なのか検討を行いました。

多角的な検討の結果、本町が抱えている課題解決のため、最優先に取り組むべきは、特別養護老人ホーム（特養）の整備ではなく、有床診療所の再開でもなく、町立診療所の2階を有効活用した定員19名以下の介護医療院の開設が最善策であると判断しました。

介護医療院は、平成30年（2018年）に制度が創設された施設で、特養が生活の場に特化しているのとは違い、医療がメインとなり、結果、ターミナルケアや見取りにも対応できることから、町民のニーズが高いと考えています。

また、介護医療院の開設により、居宅系医療サービス（訪問看護・訪問リハ等）の核となることも可能になるほか、新たな施設を整備する必要もなく、診療所へ併設することにより看護職員や介護職員等の専門職が少なく済むというメリットもあります。

開設に向けては、後志広域連合や北海道との調整、運営のバックアップをしていただく医療法人の確保、常勤医師、看護職員や介護職員等の専門職の確保など、困難な課題も多数ありますが、これらの課題を克服し、令和3年度以降の早期開設をめざします。

介護医療院の開設後は、現在の地域福祉センターと高齢者支援ハウスを小規模多機能居宅介護へ転換し、介護保険施設サービスの更なる充実の検討を進めていきます。現在の、高齢者向け公営住宅的な機能、ほほえみくらすのあり方についても引き続き検討を進めていきます。

その他、町独自のサービスメニューが乏しく、町民のニーズに对应していない介護予防サービスの充実強化、地域課題の解決のため、社会福祉協議会の機能強化についても併せて検討を進めていきます。



④地域・未来を担う人づくり

今、世界は日々刻々と変化を続けており、想像もしていなかったことが現実化するなど、先を見通すことが大変難しい時代となっています。経済や社会が大きく変化する中で、地域を支えるのは人であり、地域の発展は人づくりにかかっていると考えています。

この古平町をもっと豊かにしたい、地域に貢献したいといった高い志を持った、地域に根ざした産業の担い手となる人材や地域づくり活動をリードする人材、未来の古平町を担う人材の育成に引き続き取り組みます。



○ 主要施策

中心拠点誘導複合施設の整備

中心拠点誘導複合施設の整備につきましては、庁舎検討特別委員会やタウンミーティング及び地域懇談会などの意見を参考に基本設計や実施設計を進めてきました。

様々なご意見をいただきました複合施設の整備については、令和2年4月上旬の本体工事の着工に向け、予算を計上しています。

財源につきましては、国土交通省、経済産業省及び環境省が所管する各種補助金を活用し、地方債についても起債償還に交付税措置のある過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債及び市町村役場機能緊急保全事業債を充当することにより、本町の財政に大きな負担をかけないよう計画しています。

今後も国の補正予算や制度改正の動向を注視し、財源の確保に努めていきます。

すでに、国土交通省のガイドラインに基づき、第三者機関が評価・認証する、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の最高ランク五つ星とZEB Readyを北海道内の公共施設としては初めて、全国の公共施設としても2番目に取得したことはお知らせしておりましたが、

令和2年2月3日には、北海道内の自治体としては初めて、全国の自治体で54例目の「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロをこの複合施設の整備を契機に併せて進めるとともに、令和3年度末の完成をめざします。

今後、町民の皆さんが親しみを持ち、利用しやすいまちなかの賑わい再生拠点施設として、施設内容の充実に向けた検討を引き続き進めていきます。

行財政構造改革の推進

町の将来を見据え、これまでも行財政構造改革に取り組んできてまいりました。町職員の採用募集を行っても応募者がなく、土木技術者や保育士などの専門職や一般事務職も人材確保が困難な状況となっていることから、民間の力を活用し、令和元年度は、包括的に給食センターや公務補等の業務を民間に委託、令和2年度からは、包括業務委託範囲の拡大、新たにクリーンセンターとB&G海洋センターに指定管理者制度を導入し業務の効率化に取り組んでいきます。

今後、指定管理者制度の導入や国が示したガイドラインに基づき、窓口業務の民間委託によるサービス

の向上について引き続き検討を進めていきたいと考えています。

行財政構造改革は、新たな時代に備えるため、行財政運営の基盤をつくりながら、安定した町民サービスを維持し、町の将来を活力あるものとするため必要な取り組みです。引き続き事務事業の分野横断的な点検を行い、取り組みを進めていきます。

中央バス積丹線

北海道中央バス株式会社から、積丹線沿線4市町で構成する後志地域生活交通確保対策協議会第一分科会に対し、利用者の減少に起因する、乗車密度及び輸送量の減少により、令和元年9月までの補助対象期間において、平成31年4月から土・日・祝ダイヤの減便を実施したにもかかわらず、収支不足が発生したとの報告を受け、平成28年度以降発生していなかった、沿線市町からの財政支援が令和2年度から必要な事態になりました。

北海道中央バス株式会社から、収支状況の改善や、国と北海道からの補助金確保のため、更なる積丹線の減便や米国から余別間の路線を廃止する提案が見込まれています。

具体的な提案はまだありませんが、提案内容がわかり次第、皆さんにその内容をお知らせするとともに、地

域の生活交通の確保のため、今後も北海道中央バス株式会社、沿線市町と協力して、生産性向上の取り組みを推進していきます。

地域公共交通網形成計画

町民にとって利便性の高い公共交通体系を構築するため、地域公共交通活性化法に基づき「地域公共交通網形成計画」を令和元年度中に策定することとしておりましたが、北海道中央バス株式会社による積丹線の更なる減便提案が見込まれることや交通関係業者との協議が進まなかったことなどから、令和2年度においても引き続き、関係機関や公共交通の利用者などをメンバーとする地域公共交通活性化協議会において検討を行い計画の策定を進め、町民のニーズにあった地域公共交通網の形成に引き続き取り組んでいきます。



火葬場建設事業について

建設工事を進めておりました火葬場は、先般竣工し完成検査を終えました。シンプルな造りではありますが、最期のお別れの場として厳粛でふさわしい空間となったと考えています。

また、令和2年度は、旧火葬場の解体及び駐車場の整備などを予定しております。今しばらくご不便やご迷惑をおかけすることになりますが、引き続きご協力をお願いします。

下水道広域化推進総合事業

北後志5か町村で構成する北後志衛生施設組合で、老朽化に伴う施設及び設備の更新について検討を重ねた結果、新しく施設を建替えることはせず、下水道広域化推進総合事業を利用し、余市町の下水道施設で対応していただくことが決定しました。

本事業については、現在、衛生施設組合で処理しているし尿及び浄化槽汚泥を、前処理した後に下水道施設に投入するもので、昨年度から、国の事業採択を受けるべく、北海道と実施主体である余市町並びに衛生施設組合とで協議を進めています。

令和2年度は、施設整備の基本設計を予定しており、各構成町村で負担することとなる費用について予算計上しています。



農業の振興

米価の値崩れを防ぐ目的で、需要に見合った生産量を設定する令和2年度産米の「生産の目安」が、昨年末、北海道農業再生協議会から発表されました。本町は主食用米とそれ以外で16・2割と示されたところでありますが、先日開催した米農家を対象とした生産者会議では、1名が作付を行わないことから若干減って14・8割程度と決定したところであります。酒米については、作付農家1名増で1・3割程度の作付を確認しました。

鳥獣による令和元年の農作物への被害状況が、先日まとまりました。前年に比べて被害額、被害面積ともに減少しておりますが、引き続き、猟友会余市支部古平分区の協力を得ながら継続して適切な駆除を実施していきます。

漁業の振興

水産資源の減少から「つくり育てる漁業」の重要性が増しているため、令和2年度も引き続き、「ウニ種苗放流事業」や「ヒラメ稚魚放流事業」に助成します。

また、1月30日に成立した国の令和元年度補正予算による水産業競争力強化緊急施設整備事業に東しやこたん漁協の冷凍冷蔵施設を申請していたところでありましたが、2月27日に正式に補助金の内示を受けました。新施設は年内の完成予定で、現施設の解体を含めた一連の工事については、令和3年2月までを工期としています。

国の直轄事業である古平漁港の令和2年度の整備は、防災上重要な位置付けをしているマイナス5.0m岸壁（通称「中央埠頭」）の耐震補強を行うほか、漁協本所前の東防波堤の越波対策などが実施される予定です。なお、これまで重ねて要望しておりました蓄養施設の整備は、試験調査が行われる予定です。

商工業の振興

町内商店は、消費者ニーズの多様化や人口減少に伴う地元での購買力低下等から、大変厳しい経営環境を強いられています。そのような中にある、商工会が発行するプレミアム

△商品券は一定程度の町内消費を確立できることや、新たな消費を誘引することが見込まれるため、令和2年度も引き続き同額を助成したいと考えています。

中小企業の振興

経済産業省の所管する「ものづくり・商業・サービス補助金」、「小規模事業者持続化発展補助金」等の中小企業を対象とした補助金について、北海道経済産業局の支援をいただき、商工会と連携し説明会を開催したところ、これまで合計6件の採択を受けることができました。

令和2年度の申請に向け、事業者数件から相談があるとのことでございます。引き続き商工会と連携を図りながら、制度の活用に対して支援を行っていきます。

観光施策

本町の代表的な観光施設の1つであります家族旅行村の運営方針であります。令和元年第4回定例会における一般質問でも答弁したとおり、今年1年かけて一定の方向性を見出したいと考えています。

夏場の運営は、ケビンの多くが築35年以上経過していること、今後、大規模な電気設備の法的改修が必要となるため、入込数などを含めて総

合的に検討したいと思っています。
また、スキー場部分については、斜面やリフトの現状から再開は不可能な状態でありますので、別の利活用方法も併せて模索しています。



ふるさと納税

令和2年1月末現在で2億8749万円、対前年比176.8%と大きく寄付を伸ばしたところです。その要因は総務省通知の範囲内で、各委託業者が魅力ある返礼品を提供してくれたこと、インターネットサイトを2社増やしたことであり、効果的なPRが出来たと考えております。本町はこれからも総務省通知を忠実に守り、制度の健全な発展に資するよう適切に対応していきたくと考えています。

また、令和2年度は、地酒「古平（ふるびら）」などを新たな返礼品に加え、これまでとは違った面から古平町の魅力を発信していきたいと考えています。

生活環境施策

橋りよう長寿命化事業では、丸山3号橋及び丸山6号橋の修繕工事を、稲荷橋では実施設計を、道路ストック修繕事業では切削オーバーレイ171mを、道路照明更新事業ではLED灯85基を、除雪車両保管庫建設事業では実施設計を予定しています。河川事業では、河川維持としてチヨパン川、冷水川、丸山川及び関口の沢川の河床掘削等を予定しています。

公園照明更新事業ではLED灯8基の更新を進めていきます。

住宅事業では、除却が可能な清丘団地2棟4戸、御崎団地1棟3戸及び栄団地1棟5戸の解体を予定しています。住宅リフォーム支援補助では太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事に対して補助を継続していきます。

簡易水道事業では、水道メーター524個の更新を継続事業で予定しています。さらに昨年3月19日の断水事故を受け、導水管のみならず水道施設全体が老朽化していることを踏まえた施設全体の更新計画を策定していきます。

公共下水道事業では、下水道管理センターで電気設備更新工事を予定しています。また、下水道計画は令和2年度で計画期間が満了するため、

次期計画を策定していきます。

4 令和2年度各会計予算

古平町の財政は、大変厳しい状況にあることから、健全な財政を維持するために、昨年度に引き続き全ての事業を分野横断的に再点検し「選択と集中」の視点に立つて、予算を編成したところです。

令和2年度の予算規模は、一般会計46億5500万円、特別会計1億9590万円、公営企業会計3億9430万円、合計52億4520万円です。

前年度と比較しますと、一般会計では、34.0%の増、特別会計では、2.3%の増、公営企業会計では、7.4%の減、全会計では、28.2%の増となりました。

予算の特徴といたしましては、一般会計の建設事業費が中心拠点誘導複合施設の建設により、13億8741万円となり、対前年比9億8945円の増、前年と比較しますと3.5倍の予算計上となっておりますが、一般財源総額は対前年比5900万円の増に抑えられており、古平町の財政に大きな負担をかけずに予算編成ができたところです。

5 むすびに

以上、町政運営を進めるに当たつての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

現在、国では人口減少や少子高齢化が進行する中、持続的な経済成長を実現するため、「Society 5.0」の実現を掲げ、人づくり革命や働き方改革、所得向上策の推進、地方創生の推進として観光・農林水産業活性化による成長をめざしています。

本町においても、「Society 5.0」、地方創生、SDGs、国土強靱化など、日本を取り巻く情勢や社会の変化にも目を向けていかなければなりません。これら国の政策を取り込むに当たりまして、時勢を踏まえて、古平町の持続可能なまちづくりに必要なものを確実に見極めた上で、各種政策に取り組みなければならぬと考えます。

古平町を取り巻く状況は、決して容易なものではありませんが、重要課題に対し具体的な成果をめざして、全力で取り組んでいきます。

町民の皆さま、町議会の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。令和2年度の町政執行方針といたします。

教育行政執行方針

(抜粋)



令和2年第1回古平町議会定例会の開会にあたり、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた人工知能（AI）をはじめとする科学技術の急速な進歩や少子高齢化、グローバル化の進展などにより、社会構造が劇的に変化することが予想される時代となっています。こうした中、次代を担う子どもたちには、予測できない変化を前向きに受け止め、豊かな感性を働かせながら、多様な他者と協働して、社会や人生をより豊かなものにしていくことが期待されており、そのための「生きる力」を育むことが求められています。そのため、各学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程で明確にし、学校と地域が

協働して、子どもたち一人一人のよさや可能性を伸ばし、新しい時代を切り開いてゆくための「生きる力」を育む学校教育を推進していきます。

また、人生100年時代といわれる中で、すべての人が生涯を通じて学び続け、学んだことを活かして活躍できるようにすることが求められています。そのため、平成30年3月に策定しました「第4次古平町社会教育中期計画（平成30～34年度）」に基づき、生涯を通して積極的に学び、その成果を活かせる社会教育活動、地域文化や歴史を継承し心豊かな人づくりをめざす文化活動、コミュニティ形成の基盤となり心身ともに健全な人づくりをめざすスポーツ活動の推進を重点として社会教育の充実に努めていきます。

学校教育の充実

①確かな学力の育成

学校教育では、発達の段階や特性等を踏まえ、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養することが求められています。そのため、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の

視点に基づき、小中連携による義務教育9年間を見通した一貫教育をめざし、全国学力・学習状況調査などを活用して、子どもたち一人一人の状況に応じた「できる」を実感する授業改善を進めるとともに、少人数指導などの個に応じた指導や放課後学習などの補充学習の充実、家庭と連携した学習習慣の定着に努めていきます。

外国語教育については、令和2年度から小学校で完全実施される新学習指導要領に基づく小学校3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語教育の円滑な実施を図るとともに、小中学校の連携した取り組みやALTの派遣、町民の皆さまのご協力による体験活動などを通して外国語によるコミュニケーション能力を育成していきます。また、子どもたちの基礎・基本の定着を図り、家庭学習の習慣化につなげるために、学校と連携しながら「放課後ふるびら塾」を実施していきます。



②健やかな体と豊かな心を育む教育の推進

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、人間の健全な発達・成長を支え、健康的で充実した生活を送る上で大変重要です。全国体力・運動能力調査で、本町の子どもたちの体力は年々向上していますが、全身持久力などが低い状況にあります。調査結果を活用し、体育専科教員を中心とした授業改善、小中学校の連携した取り組みなどを通じて子どもたちがテレビやゲーム機、スマートフォンなどを見ている時間が長いことが明らかになっています。子どもたちにテレビやゲーム機などを安全に正しく利用するための知識を身に付けさせるとともに、家庭と連携して家庭でのルールづくりなどの取り組みを進めていきます。

成長期にある子どもたちにとって、健康な心身を育むために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることは重要です。本町の子どもたちは、毎日朝食を食べる割合が低いなどの食生活の乱れ等がみられることから、栄養教諭を中心として学校全体で、食事の重要性や楽しさ、心身の成長のために望ましい栄養や食事のとり方などの理解を深める指導を進めていきます。また、豊かな自然に恵まれた本町の地場産物

を積極的に活用するとともに、衛生管理の徹底、アレルギーの的確な把握・対応などを図り、安全で安心な給食の提供に努めていきます。

子どもたちに豊かな心を育むためには、道徳教育の充実を図るとともに、様々な体験活動を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを実感し、理解できるようにすることが重要です。

各学校で道徳教育推進教師を中心に「特別の教科 道徳」を要として、学校全体で子供たちの発達の段階等を考慮した道徳教育を推進し、お互いを大切にし、自立した人間として他者とともに、よりよく生きる基礎となる道徳性を育んでいきます。また、昨年度から各学校で実施している「海洋教育パイオニアスクールプログラム」を通して、ふるさとの海に関する学習を深めるとともに、漁業や農業に携わる方々のご協力による漁業体験や農業体験、出前授業、関係団体のご協力による本町の伝統芸能である「たらつり節踊り」や「正調越後盆踊り」などの体験を通して、自己の生き方を考え、進んで地域社会に関わる態度を育てるとともに、ふるさと古平を大切に思う心を育んでいきます。

教育上特別な支援が必要な子どもたちは増加傾向にあり、個々の実態

を的確に把握し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、継続的な支援を行うことが求められています。このため、特別な支援が必要な子どもたちの学習を支えるために、特別支援教育支援員を配置し、担当と連携して一人一人の実態に応じた教育支援を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備、特別支援学校のパートナーティーチャー事業の活用などを進め、特別支援教育の充実を図っていきます。

読書活動は、読解力や想像力、表現力などを育み、自ら学ぶ楽しさを味わい、知的探求心を培うことができることから、子どもたちに読書習慣を身に付けさせることが大切です。このため、学校司書の配置やボランティアのご協力による読み聞かせなどにより、読書活動の活発化を図るとともに、学校、家庭、地域と連携して、子どもの読書に親しむ機会の充実に努めていきます。



③信頼される学校づくり、地域との連携

「教育は人なり」といわれるように、学校教育において教員の資質能力は重要であり、教員には絶えず研修に努め資質能力を高めることが求められています。このため、校長のリーダーシップのもとでの校内研修の充実、キャリアステージに応じた研修機会の確保に努めるとともに、教職員による自主的な研究、研修への支援を行っていきます。

未来を担う子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むためには、学校を地域全体で支える体制づくりが必要となります。このため、令和2年度からコミュニティ・スクールを導入し、「学校運営協議会」を組織して、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を共有し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む体制づくりを進めていきます。

子どもたちが学校で安心して学ぶためには、子どもたち同士の人間関係が重要です。各学校で「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、子どもたちのコミュニケーション能力を育み、いじめの根絶に向けて取り組んでいきます。また、不登校支援相談員を配置

し、まなびの教育相談窓口を設置するとともに、学校、家庭、関係機関が連携して、いじめや不登校等に対応する体制を整備していきます。子どもたちの学校内外での安全・安心を確保するため、各学校で危機管理マニュアルの整備・見直し、安全教育、教職員研修などを実施するとともに、学校、家庭、地域や関係機関と連携した通学路の点検などを行っていきます。

教員が充実した指導を行うために、健康でいきいきとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが求められています。このため、「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、勤務状況の把握、時間外勤務の縮減などを進め、保護者や地域の皆さまのご理解を得ながら、教員が教育活動に専念できる環境の整備に努めていきます。



社会教育の充実

生涯学習の推進体制

高齢化が進展する中で、生涯を通じて学び、その学習の成果を地域で活かし、住民自身がまちづくりの担い手になるために、「学び」と「活動」を循環させる体制を整備する必要があります。このため、関係機関と連携して社会の変化に対応した学習機会などを設けるとともに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動事業、各種学習活動での地域人材の活用などを進めていきます。

また、中心拠点誘導複合施設に設置される図書館開設に向けて、図書管理システムの導入などの準備を進めていきます。

家庭教育は、子どもたちに「生きる力」の基礎となる資質や能力を育成する、すべての教育の原点であります。近年の核家族化や地縁的なつながりの希薄化などによって家庭教育の教育力の低下が指摘されています。このため、子どもたちが一定期間親元を離れて集団宿泊生活を行いながら学校に通学する「ふるびら通学合宿」や「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを行い、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、ブックスタートなどの読書活動推進事業や家庭でゲームなどを使わない時間を

設ける「アウトメディアチャレンジ」の実施、保護者向け学習機会の提供などを行い、家庭教育の支援を行っていきます。

青少年教育では、社会の変化に主体的に関わり、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することのできる人材の育成が求められています。このため、家庭や地域と連携して、子どもたちに自然の大切さや他者と協働することの重要性を実感させる「少年少女わんぱく王国」、海洋性スポーツ教室の開催など、体験活動の機会を確保するとともに、異業種交流事業などを行い、将来のまちづくりの中心となる青年層のネットワークづくりを進めていきます。

成人教育では、地域のニーズに対応した学習プログラムを提供するとともに、地域づくりの中核となる人材の育成が求められています。このため、関係団体と連携して英会話教室や文化教室などの学習機会の提供に努めるとともに、社会教育関係団体の活動を支援し、自主的な学習活動を促進していきます。



高齢者教育では、主体的な学びを支援し、学習活動がまちづくりなどに活かされる学習機会の提供、社会活動への参加を促進することが求められています。このため、高齢者が自ら学び、生きがいをもって健康で豊かな生活を過ごすことができるよう、60歳以上の町民を対象とした「たけなわ学級」や文化教室、健康教室などを開催するとともに、高齢者のもつ豊かな知識や技術、経験を還元できるように地域学校協働活動やボランティア活動などへの参加を奨励していきます。

芸術文化活動は、人々の創造性や表現力を高め、心豊かな社会の形成に重要な役割を果たすものでありますが、本町においては、少子高齢化などにより芸術文化団体の会員数が減少し、指導者が不足する状況にあります。このため、文化団体連絡協議会などの活動を支援し、伝統芸能の伝承者の育成や文化祭などの成果を発表する機会の支援に努めるとともに、ふるびらゆかりの詩人吉田一穂の資料や民俗資料の展示について、関係団体と連携して取り組んでいきます。



スポーツは心身の健全な発達を促し、地域の活性化の役割も果たすことから、本町では「みんなのスポーツ町（タウン）」宣言をし、スポーツを通じた健康で明るい町づくりを進めています。高齢化や人口減少により団体・サークルの会員数の減少、指導者不足などの課題がみられています。このため、スポーツ推進委員などと連携し、健康教室やニュースポーツ体験会などを開催し、生涯スポーツや指導者研修会への参加の奨励を図るとともに、ロードレース大会など各種スポーツ大会の実施、スポーツ団体の活動支援を進め、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興を進めていきます。

本町の学習活動、文化活動の拠点である文化会館やスポーツ活動の拠点である海洋センターの老朽化が進んでおりますが、適切な維持管理に努めるとともに、職員の資質向上を図り、たくさんの方の町民の皆さまにご利用いただけるよう努めていきます。教育委員会といたしましては、総合教育会議等で町長と相互の連携を図りながら、本町の未来を支える子どもたちを地域ぐるみで育む学校教育の充実と、町民一人一人が生き生きと学び続けることができる生涯学習を推進していきます。

第1回定例会で審議された案件

3月12日から開会した第1回定例会では、令和2年度各会計予算のほか、次の案件が審議されました。

〈議案第11号〉 〈原案可決〉

令和元年度古平町一般会計補正予算(第6号)

現行予算から1951万9千円を減額し、予算総額を41億1939万2千円とするものです。主な内容は、事業費確定による整理補正などです。

〈議案第12号〉 〈原案可決〉

令和元年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

現行予算から113万円を減額し、予算総額を1億3762万4千円とするものです。主な内容は、事業費確定による整理補正などです。

〈議案第13号〉 〈原案可決〉

令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

現行予算から211万2千円を減額し、予算総額を6471万7千円とするものです。主な内容は、事業費確定による整理補正などです。

〈議案第14号〉 〈原案可決〉

令和元年度古平町簡易水道事業特別

会計補正予算(第2号)

現行予算から846万2千円を減額し、予算総額を1億6456万1千円とするものです。主な内容は、事業費確定による整理補正などです。

〈議案第15号〉 〈原案可決〉

令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

現行予算から1151万4千円を減額し、予算総額を1億9983万3千円とするものです。主な内容は、事業費確定による整理補正などです。

〈議案第16号〉 〈原案可決〉

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会議員の期末手当の支給割合を年間100分の445から、100分の450に改正するものです。

〈議案第17号〉 〈原案可決〉

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の期末手当の支給割合を年間100分の445から、100分の450に改正するものです。

〈議案第18号〉 〈原案可決〉

古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改

正する条例案

古平町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を年間100分の445から、100分の450に改正するものです。

〈議案第19号〉 〈原案可決〉

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

会計年度任用職員制度の開始に伴い、関係する条例について所要の改正及び廃止を行うものです。

〈議案第20号〉 〈原案可決〉

古平町附属機関設置条例案

会計年度任用職員制度の開始に伴い、現在の委員会や協議会等を地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として整理するものです。

〈議案第21号〉 〈原案可決〉

古平町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

消費税及び地方消費税の改正に伴い、健康診断料の点数を10円80銭から11円に改正するものです。

〈議案第22号〉 〈原案可決〉

古平町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例案

古平町の農業の状況を総合的に勘

案し、古平町農業委員会委員の定数を8人から5人に変更するものです。

〈議案第23号〉 〈原案可決〉

古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案

再生可能エネルギー発電事業者の、無秩序な開発による住民への悪影響を未然に防止するため、条例を新規制定するものです。

〈議案第24号〉 〈原案可決〉

古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令改正に伴い、道路占用料を改正するものです。

〈議案第25号〉 〈原案可決〉

古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案

民法改正に伴い、連帯保証人のある契約書を連帯保証人のない請書に変更するなどの改正をするものです。

〈議案第26号〉 〈原案可決〉

古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

現行予算に67万2千円を追加し、予算総額を6538万9千円とするものです。内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正です。

令和2年度

一般会計歳入歳出
過去最大の46億5500万円

▼一般会計の概要

令和2年度の予算が、第1回定例会で可決されました。一般会計当初予算は過去最大の46億5500万円となりました。

▼一般会計の歳入（収入）

町が自主的に収入できる財源のうち町税は前年度から横ばいの2億512万1千円。寄附金はふるさと納税の増加を見込み、前年度から1億5500万円増の2億8500万1千円となっています。自主財源の総額は9億7194万7千円で全体の20・88%です。

一方、地方交付税や国・道支出金、町債（借金）などの依存財源は36億8305万3千円と79・12%となっています。

また、昨年度に引き続き収入不足を補うため、財政調整基金（貯金）を1億199万円取り崩す構成です。

▼一般会計の歳出（支出）

一般会計の歳出は、建設事業費は複合施設の建設開始に伴い、前年度に比べ9億8945万円増の13億8764万1千円となっています。

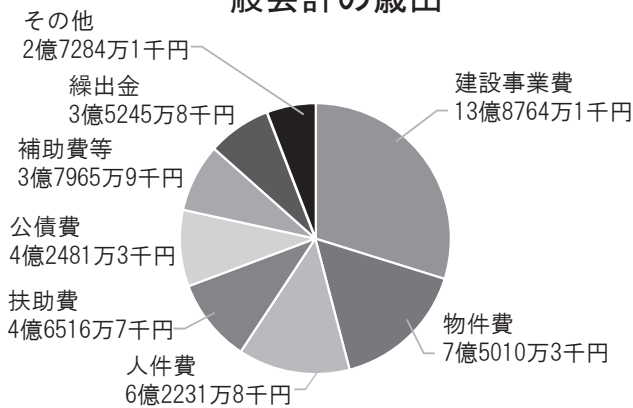
また、ふるさと納税の増加を見込んだ影響で、需用費や委託料などの物件費が前年度から1億1341万2千円増の7億5010万3千円。積立金が前年度から6480万円増の1億2717万円となっています。

▼全会計は52億4520万円

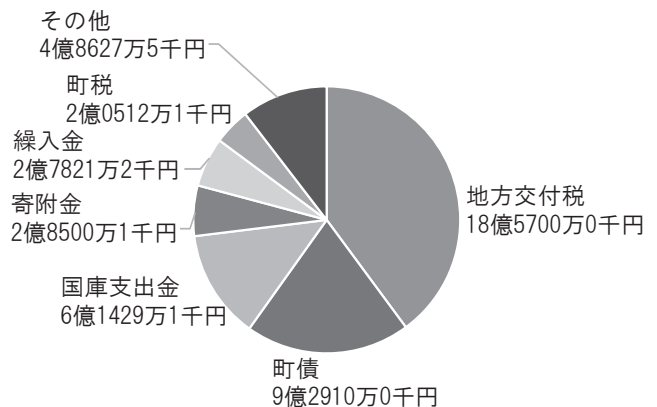
一般会計と特別会計を合わせた全会計の予算総額は前年度に比べ11億5300万円増の52億4520万円となりました。特別会計への繰出金は前年度からわずかに増加し2億8131万9千円。また、基金（貯金）は16億1755万4千円と前年度から1億4783万円の減少を見込んでいます。

主な事業は来月号でお知らせします。

一般会計の歳出



一般会計の歳入



会計別の予算額

区 分	予 算 額			
	令和2年度(A)	令和元年度(B)	比較(A-B)	増減率(A-B)/(B)
一 般 会 計	46億5,500万円	34億7,500万円	11億8,000万円	34.0%
特 別 会 計	1億9,590万円	1億9,150万円	440万円	2.3%
国民健康保険事業	1億2,620万円	1億2,680万円	▲60万円	▲0.5%
後期高齢者医療	6,970万円	6,470万円	500万円	7.7%
公 営 企 業 会 計	3億9,430万円	4億2,570万円	▲3,140万円	▲7.4%
簡易水道事業	1億4,800万円	1億7,300万円	▲2,500万円	▲14.5%
公共下水道事業	1億9,700万円	2億930万円	▲1,230万円	▲5.9%
介護保険サービス事業	4,930万円	4,340万円	590万円	13.6%
総 額	52億4,520万円	40億9,220万円	11億5,300万円	28.2%

オープンのお知らせ!!



家族旅行村

旅行村開設期間：5月2日オープン～10月中旬予定
 予 約 受 付：4月1日～
 (平日AM9：00からPM5:00まで)

ケビン1棟に
 ふるびら温泉券とパークゴルフ券各2枚進呈
 ほかに季節により
 ケビン料金を1～2割引のサービスもあります！

◆受付・お問い合わせ先：古平家族旅行村 ☎0135-42-4200

※ただし、4/1～オープン前日(土・日は休み)までのご予約先は、指定管理者 太平ビルサービス
 (株)小樽営業所 ☎0134-27-6202となりますのでよろしくお願いします。

注目！ 古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。

希望者は、家族旅行村指定管理者

☎0134-27-6202まで (随時受け付けます)

- ◆作 業 内 容 ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃等
- ◆募集対象及び賃金 900円/時間
- ◆雇 用 期 間 期間：5月ゴールデンウィーク、7月中旬～8月中旬の夏休み期間
 ほかに主に5月～10月上旬の土曜日
 時間：午前9時～午後2時頃の間
 (ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります)

令和2年度

日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。

- 1 対 象 者 昭和21年4月1日以前に生まれた方
- 2 配布申請 22枚綴り1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。
 代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。
- 3 使 用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- 4 使用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間有効。
- 5 問い合せ 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 ☎42-2290
- 6 受 付 令和2年4月1日午前10時から温泉で随時受付します。
- 7 そ の 他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。
 入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。
 回数券作成のため、写真撮影にご協力ください。

※優待券は、75歳となった本人に配布されるもので本人以外は利用できません。

夫婦間で譲り受けることも禁止です。本人以外の利用を発見した場合は、今後の配布について検討します。ルールを守って気持ち良くご利用ください！



みんなで防ごう 新型コロナウイルス感染症



～ 家庭で体調不良の方が出た場合の8つのポイント ～

ポイント①

部屋をわけましょう

- ◆個室にしましょう。食事や寝るときも別室に。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをおすすめします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆体調が悪い方は極力部屋からでないようにしましょう。
 - ・トイレバスルームなど共有スペースの利用は最小限に。

ポイント②

マスクをつけましょう

- ◆使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆マスクの表面には触れないようにしてください。
 - ・マスクを外すときには、ゴムやひもをつまみましょう。
- ◆マスクを外した後は必ずせっけんで手を洗いましょう。(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。※マスクがないときに咳やくしゃみをする場合、ティッシュなどで口と鼻を覆う。

ポイント③

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆共用部分（ドアノブ、ベッド柵等）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用料の目安に従って薄めて使用してください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです））。
- ◆トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆洗浄前のものを共用しないようにしてください。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないよう注意しましょう。

ポイント④

感染者のお世話はできるだけ限られた方で

- ◆心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦などが感染者のお世話をするのは避けてください。

ポイント⑤

こまめに手を洗いましょう

- ◆こまめにせっけんで手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。
 - ・洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

ポイント⑥

換気をしましょう

- ◆定期的に換気してください。
 - ・共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気をしましょう。

ポイント⑦

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で選択し、完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることもあります。

ポイント⑧

ごみは密閉して捨てましょう

- ◆鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。
 - ・その後は直ちにせっけんで手を洗いましょう。

- 体調の悪い方は外出を避けてください。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察を行い、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いのが特徴です。感染しても軽症であったり、治る例も多いのですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎になり、死亡例も確認されていますので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられています。閉鎖した空間や近距離での多人数の会話などには注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

相談や受診の目安は



1 相談・受診の前に心がけること

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定し記録しておく。

2 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
 - ・高齢の方、糖尿病や心不全や呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方は念のため、重症化しやすい方と同様、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等にご相談ください。

3 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

※咳エチケット

咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使い口や鼻を押さえる

各種相談はこちら

一般的な相談はこちら

- ▶厚生労働省電話相談窓口 0120-565-653
- ▶余市地域保健支所 0135-23-3104

感染が疑われる方はこちら

- ▶帰国者・接触者相談センター 0136-23-9157

小学校等の臨時休校に対応する保護者支援等のコールセンターはこちら

- ▶学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

中小企業の経営相談に関してはこちら

- ▶北海道本部企業支援部企業支援課 011-210-7471



国や道などからのお知らせ

各種自衛官を募集します

幹部候補生（一般・歯科・薬剤）、医科・歯科幹部、自衛官候補生・一般曹候補生を募集します。自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満になりました。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
☎ 0134-22-5521

YOSAKOIソーラン祭り

市民審査員募集

①活動日程

次の中の3〜4時間程度

6月13日(土)11時半〜19時半

6月14日(日)9時〜22時

②活動場所

札幌市中央区（大通り公園周辺）

③活動内容

YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査

④募集要綱

応募用紙をHPでダウンロードもしくは電話で取り寄せのうえ、4月17日(金)（必着）にご応募ください。抽選により決定します。

◇お問合せ先

YOSAKOIソーラン祭り
実行委員会
☎ 011-231-4351

北海道警察官を募集します

①採用予定

男性A区分 120名程度

女性A区分 40名程度

男性B区分 35名程度

女性B区分 15名程度

②受付期間

4月8日(水)まで

③第1次試験

5月16日

④第2次試験

6月中旬〜7月上旬

◇お問合せ先

札幌方面余市警察署
☎ 0135-22-0110

労働基準監督官を募集します

人事院・厚生労働省では、労働者の権利を守る労働基準監督官を募集しています。

①インターネット受付期間

3月27日(金)〜4月8日(水)

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

②受験資格

・平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの者

・平成11年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定めるもの

③第1次試験

6月7日(日)

④第2次試験

7月14〜16日の内の指定日

◇お問合せ先

北海道労働局総務部総務課
☎ 011-709-2311
又は最寄りの各労働基準監督署

国税専門官を募集します

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

①受験資格

・平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの人

・平成11年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者などに定めるもの

②インターネット申込受付期間

3月27日(金)9時〜4月8日(水)

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

③第1次試験

基礎能力試験、専門試験

④第1次試験合格発表日

6月7日(日)

⑤第2次試験

6月30日(火)9時

⑥最終合格者発表日

7月8日(水)〜17日(金)のうち指定日

◇お問合せ先

札幌国税局人事第2課採用担当
☎ 011-231-5011

海上保安官・海上保安学校学生を募集

海上保安庁では、令和3年4月採用の海上保安官、令和2年10月採用の海上保安学校学生（特別）を募集します。

①待遇

海上保安官及び学生ともに入学金、授業料が一切不要で、入学と同時に国家公務員としての身分を与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます。

②受験資格及び試験区分

・海上保安官

平成2年4月2日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者、及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者等。

・海上保安学校（船舶運航システム課程）

令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者、及び令和2年9月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者等。

③申込受付期間

海上保安官

インターネット

3月27日(金)〜4月8日(水)

郵送・持参

3月27日(金)〜3月30日(月)

海上保安学校

インターネット

3月27日(金)〜4月3日(金)

郵送・持参

3月27日(金)〜3月30日(月)

海上保安学校

インターネット

3月27日(金)〜4月3日(金)

郵送・持参

3月27日(金)〜3月30日(月)

海上保安官

海上保安学校

6月7日(日)

海上保安学校

5月10日(日)

小樽海上保安部管理課

◇お問合せ先
☎ 0134-27-6118

小学生・高校生のための夏休み海外研修交流事業 参加者募集中

公益財団法人・国際青少年研修協会では、6コースの参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことが目的です。おひとり参加される方が7割以上、はじめて海外へ行く方も多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみのひとつです。仲間づくりの指導もありますので、安心して参加いただけます。

①内容

ホームステイ、文化交流、学校体験、英語研修、地域見学、野外活動

②研修先

イギリス・オーストラリア
シンガポール・サイパン

③日程

7月25日～8月15日のうち、9～15日間 ※コースにより異なる

④対象

小3～高3の方まで
※コースにより異なる

⑤参加費

37・8～59・8万円

⑥締め切り

5月27日(水)※コースにより異なる

◇お問合せ先

公益財団法人国際青少年研修協会
☎03-6417-9721
http://www.kskk.or.jp



「看護の日」ふれあい看護体験

5月12日はナイチンゲールの誕生日にちなみ、「看護の日」と制定されています。「看護の心をみんなの心に」そんな想いで、ふれあい看護体験を実施します。参加してみませんか？

①日時

5月13日(水)10～14時半

②場所

余市協会病院

③対象

北後志5町村在住の中高生

④内容

院内見学・看護師ユニフォーム体験・看護体験(血圧測定・車いす移乗他)・患者体験・病院食体験

⑤締め切り

5月1日(金)

◇お問合せ先

余市協会病院第1病棟
☎0135-23-3126

協会けんぽ北海道支部からお知らせ

■令和2年度の保険料率改定

令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・41%(プラス0・10ポイント)、介護保険料率は1・79%(プラス0・06ポイント)となります。健康保険及び介護保険料率の引き上げに関しまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■協会けんぽの検診

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの検診費用の一部を補助しています。35～74歳の被保険者(ご本人)様へは、がん検診を含めた充実した検診項目の「生活習慣病予防検診」を、40～74歳の被保険者(ご家族)様へは、メタボリックシン

ドルームに着目した「特定健康診査」の2つの検診をご用意しております。生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は検診を受けましょう。

◇お問合せ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
☎011-726-0352(代表)

知っていますか？苦情審査委員制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。また、皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん個人情報保護にも十分に配慮します。

○苦情申立て窓口は道庁の『道政相談センター』か各総合振興局の総務課を御用意しています。

○ホームページから申立書をダウンロードできます。

○申立ては苦情申立書に必要な事項を記載して提出してください。

◇お問合せ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター
☎011-204-5523

法律無料相談のご案内

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

○日時

4月15日(水)13～16時

○場所

余市町中央公民館2階

※相談は1人30分まで。要事前予約

◇お問合せ先

余市町役場総務部総務課行政係
☎0135-21-2111



日本縦断こころ旅2020春の旅 こころの風景とエピソードを募集!

当番組では、皆さまのこころに残る『何気ない風景』『思い出の風景』『忘れられない風景』『みんなに伝えたい風景』『音の記憶と重なる情景』をお手紙で募集しています。

①お手紙募集の締め切り

6月1日(月)必着

②放送予定

7月6日(月) 7月10日(金)

7月13日(月) 7月17日(金)

③投稿方法

はがき・封書で〒150-8000

1「こころ旅」係へ送付(住所不要)

FAX 03-3465-1327

番組HP「こころ旅」で検索

◇お問合せ先

NHKふれあいセンター
☎0570-066-066

し尿収集料金改定のお知らせ

令和2年7月1日からし尿収集料金を、1ℓあたり6円82銭から7円70銭に改定いたします。

し尿収集料金は、近年の燃料費や人件費の高騰、し尿収集量の減少により収集コストが増加してきており、本年7月1日から次のとおり料金を改定いたします。

これからも安定した、し尿収集運搬を続けていくために、し尿収集を利用されている皆さまのご理解とご協力をお願いします。

区分	現行	改定後	上昇額
20ℓあたり	136円	154円	18円
最低基本料金 (200ℓ)	1,364円	1,540円	176円
(参考) 一般家庭試算	3,001円	3,388円	387円

※表示料金は、消費税を含みます。(円未満四捨五入)
※一般家庭の試算は、1世帯(2.47人平均)とし、3カ月に1回の収集で、1回あたり440ℓ収集した場合の料金

◇お問合せ先

北後志衛生施設組合
☎0135-22-4489

確定申告期限延長

余市税務署

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月16日(木)まで申告・納付期限を延長することになりました。なお、譲渡所得及び贈与税に関する申告相談が希望の方は、4月10日(金)にお越しください。申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)に延長されました。

■申告・納付期限

延長前	延長後
申告所得税	3月16日(月)
個人事業者の消費税	3月31日(火)
贈与税	3月16日(月)

延長後
右記すべて
4月16日(木)

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-tax)が可能です。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金

の受領証などの書類を提出していただく必要がないのでご利用ください。また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

◇お問合せ先

余市税務署
☎0135-22-2093

交通安全指導員を募集します

古平町では、有償ボランティアで地域の交通安全にご尽力いただける方を募集しています。

○活動内容

児童生徒の登校時の交通指導、町のイベント時の車両規制、神社祭典時に交通指導など

○年間活動時間

約40時間程度(神社祭典除く)

○資格

- ・普通免許を取得している方
- ・原則として町内に居住している68歳未満の方

・交通安全活動に積極的に取り組んでいた方

○報酬

1時間あたり1000円(制約有)

◇お問合せ先

役場町民課町民生活係
☎42-2181(内線37・59)

4月の休日当番病院

医科

当番医診療時間は9〜17時

4月5日(日)

よいち整形外科クリニック

4月12日(日)

脳神経外科よいち港南クリニック

4月19日(日)

わたなべ内科医院

4月26日(日)

北郷耳鼻咽喉科医院

4月29日(水)

勝田内科皮膚科クリニック

※余市協会病院(23-3126)には、常時日直に医師がおり急患に限り診療いたします。

※夜間については余市協会病院で急患に限り輪番で診療しております。

診療時間 午後6時〜翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

形外科





本の海より

～今年度の新刊で一番借りられた本は・・・～

1年間で210冊の新刊を取りそろえましたが、その中で人気の高かった本は次のとおりです。やっぱり話題の本が多いのですが、その中でも心にしみるいいお話がよく読まれているようです。これからもそんないい本をたくさんご紹介していきたいと思っております。

暮らしの書 ベスト5

- 100歳まで元気でいるための正しい歩き方 関口 正彦
- 60代からの暮らしはコンパクトがいい 本多 京子
- 樹希樹林120の遺言 樹希 樹林
- 人間は9タイプ 坪田 信貴
- 栗原さんちのおやつの本 栗原はるみ

～文学第1位「すぐ死ぬんだから」～



78歳のハナは東京で営んでいた酒店を息子に譲り、近所で夫と隠居生活を送っている。娘や孫に囲まれて幸せな余生を過ごしているハナだったが・・・。

文化会館図書館
 ●開室日時
 月～金曜日
 (祝日を除く)
 午前9時～午後5時
 ●貸出冊数
 1人5冊まで
 ●貸出期間
 2週間
 ▼お問合せ先
 町教育委員会
 ☎42-2590

文学書 ベスト5

- すぐ死ぬんだから 内館 牧子
- 宝島 新藤 順丈
- 人間 又吉 直樹
- 百花 川村 元気
- 平場の月 朝倉かすみ



いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

古平俳句会

睦まじいご近所さん楽しくて昭和の時代なつかしきかな
 少しずつ良くなる事を願ひつつ味覚之しい朝の食卓 故金子 寿子
 新年の箱根駅伝観る者をワクワクさせて涙で終る 斎藤 睦子
 励ましつ短歌十年友逝きし想ひで尽きぬ涙溢るる 坂本 信子
 頬をさす冷たき風の朝の海けあらし流れ羽衣のごと 佐々木 とも子
 平らかなこの年つづくを願ひつつ壁の暦をていねいに替ふ 鈴木 時子
 小さくも鏡餅等供へたるホームの部屋もお正月来る 田中 香苗
 穏やかに子年を迎へ二年目の令和となりて平和の祈り 玉谷 美都子
 冬の間の運動不足週一の身体ほぐして転倒防止 寺田 カツ子

潮の音で始まる校歌卒業す
 春めきぬ光咥へて海猫翔ちぬ
 北窓も心の窓も開きけり 渡辺 嘉之

わだかまり素早く解けて山笑つ
 鳥帰る一糸乱れぬワンチーム
 春時雨音なき音に夢覚めて 室谷 弘子

しきたりは孫が豆撒き祖父が鬼
 苦学生父母共に桜咲く
 初物の鯉添えられ夕餉かな 吉田 金治

娘は嫁ぎ母は一人で雛飾る
 健康は吾れの勲章山笑つ
 守られて兄の一言涅槃西風 仲谷 比呂子

ふるびらゆき灯りの路

2月15日、文化会館前で古平町商工会主催の『ふるびらゆき灯りの路』が開かれました。会場には、378つの優しい光と、雪の滑り台などで楽しむ子どもたちの元気あふれる声が響いていました。文化会館のロビーでは、甘酒やココア、おでんなどを提供しており来場者で賑わっていました。延べ約500人が集まった古平のゆき灯り。訪れた人は「今までになく大規模で驚きました。毎年続けてほしいです」と話していました。



幼児センターひなまつり会

3月3日はひなまつり会が開かれました。ひなまつりの由来や意味を学び、各クラスで制作した雛人形を披露したり、ゲームを楽しみました。保育士の「これは誰かな～？」の質問に「おひなさま～！」「三人官女～！」と答えることができていました。



園児がみんな楽しみにしている「生き雛」のくじ引きでは、くじで選ばれた数人が衣装を着てひな壇に登り「うれしいひなまつり」を元気いっぱい歌い大喜びでした♪

たいよう組の大山蘭ちゃんは「おひなさまに当たらなかったのは残念。でも、雛人形は上手にできたし、給食のさくらゼリーがとっても美味しくて楽しかったです。」と話してくれました。

町の人口と世帯数

前月比

人口	2,990人(－14)
男	1,398人(－6)
女	1,592人(－8)
世帯数	1,744世帯(－6)
上記のうち	
外国人	53人(0)
男	6人(0)
女	47人(0)

令和2年2月末日現在
住民基本台帳人口

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
ふじた 孝さん	82歳	2・16	沢江町
あらき 直治さん	86歳	2・17	丸山町
さいとう フミさん	91歳	2・17	清住
まさのり 政則さん	82歳	2・20	御崎町
おおしま マツさん	97歳	3・3	浜三

◎現金

300,000

大島 敏子
(御崎町)ご寄付いただき誠に
ありがとうございました(敬称略)